

令和7年度富山県食品表示ウォッチャー募集要領

第1 趣旨

富山県食品表示ウォッチャー（以下「ウォッチャー」という。）とは、消費者の方々に、食品表示に関する知識や理解を深めていただき、日常の買い物の中で消費者の視点から、食品の表示状況を継続的にモニターしていただくものです。

第2 活動内容

ウォッチャーの活動内容は、次のとおりです。

1 食品の品質表示状況のモニター活動

(1) 主として富山県内にのみ店舗等を展開している食品販売店を対象に、日常の買い物等を通じた食品表示の状況についてモニタリングしていただき、定期的（月1回）に富山県食品表示ウォッチャー設置業務受託者（以下「受託者」という。）へ報告していただきます。＜定期報告＞

(2) 表示事項の欠落など不適正な食品表示で、食の安全に危害を及ぼす恐れのあるものを発見した場合には、速やかに具体的な情報を受託者へ報告していただきます。＜随時報告＞

2 食品表示等に関する研修会への出席

受託者が開催する食品表示や食品安全等に関する研修会（年3回：4月、7月、11月の平日の日中2時間程度を予定）に出席していただきます。

第3 活動期間

委嘱日から令和8年3月31日まで

第4 応募

1 応募資格

ウォッチャーに応募できる方は、次のすべてに該当する方です。

(1) 令和7年4月1日現在満18歳以上で、富山県内に居住されている方（常勤の公務員を除く。）

(2) 第2の1の定期報告及び随時報告が可能な方

(3) 原則として、第2の2の研修会に出席可能な方

※同一世帯からの複数名の応募はご遠慮ください。

2 募集人数

30名程度募集します。応募者が多数の場合は、提出していただいた書類を基に地域バランス等を考慮し、選考します。

3 応募

(1) 応募方法

所定の応募用紙（別紙）に氏名、生年月日、住所、電話番号、職業、応募の動機等を記入のうえ、郵送、ファックスまたは電子メールにより富山県農林水産部農産食品課まで提出するか、応募フォームからお申し込みください。

なお、提出いただいた応募用紙は返却いたしませんのであらかじめご了承ください。

(2) 応募受付期間

令和6年12月9日（月）～令和7年2月28日（金）（郵送の場合は当日消印有効）

(3) 問い合わせ及び応募用紙の提出先

〒930-0004 富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル10階

富山県農林水産部農産食品課食品安全係

電話：076-444-8816

FAX：076-444-4410

E-mail：hyouziuottya@esp.pref.toyama.lg.jp

応募フォーム：<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/msK504TJ>

第5 選考結果

選考結果は、令和7年3月下旬に本人に通知します。

第6 遵守事項

ウォッチャーとして活動する場合には、次の事項を遵守してください。

なお、遵守事項に反する活動等により食品販売店に損害を与える等の問題が発生した場合には、個人の責任で対応していただくこととなります。

- 1 ウォッチャーは公正中立な立場でモニター活動を行う必要がありますので、その地位を利用して利益や便宜の供与を受けてはいけません。
- 2 ウォッチャーには法律に基づく検査権等は与えられていませんので、販売店側の同意を得ない店内での写真撮影、伝票の閲覧の要求、常識的な質問の範囲を超えるような事情聴取など、営業妨害、風評被害の発生のおそれがある行動をとることがないように、十分にご留意願います。

第7 謝金等

ウォッチャーには、その活動に応じて、年額10,000円の範囲内で謝金をお支払いします。なお、謝金には、ウォッチャーの活動に係る費用を含みます。研修会への出席に伴う旅費は別途お支払いします(駐車料金を除く)。

また、次のいずれかに該当する場合には、任期途中で委嘱を取り消します。

- 1 ウォッチャーの活動・報告を行わない場合
- 2 ウォッチャー本人から辞任の申し出があった場合
- 3 第4の応募資格に該当しなくなった場合
- 4 疾病等によりウォッチャーの活動の遂行が困難になった場合
- 5 本人が死亡した場合
- 6 犯罪行為等ウォッチャーとしてふさわしくない行為を行ったことが明らかになった場合

第8 個人情報の保護

ウォッチャーを募集するにあたり取得した個人情報の取り扱いについては、富山県個人情報保護条例(平成15年3月19日富山県条例第1号)等に基づき、適切に取り扱うものとします。

第9 その他

本事業の実施は、令和7年度一般会計予算案の富山県議会における審議(令和7年3月)を経て正式決定する予定です。

